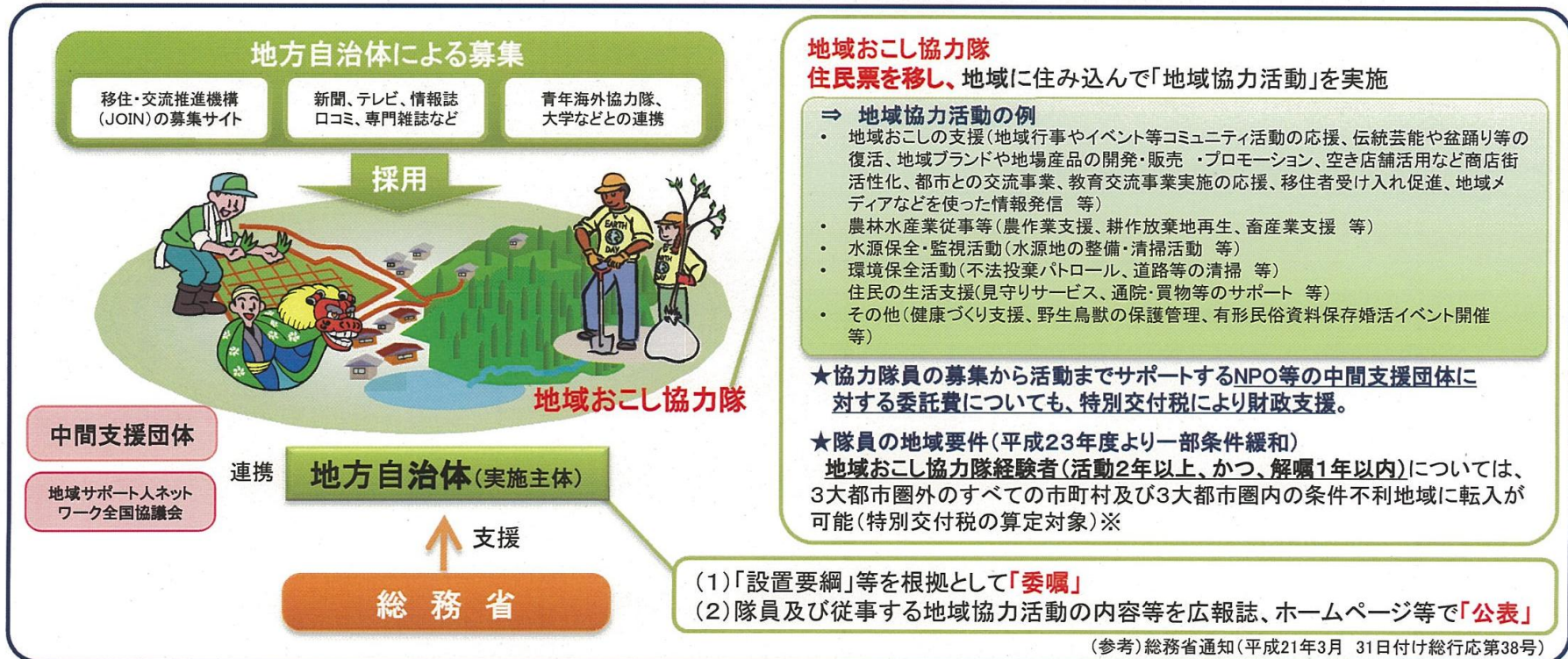


①「地域おこし協力隊」制度について

- 地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献。
- 総務省による支援
 - ・ 財政支援(特別交付税) 隊員1人につき350万円上限(=報酬等(上限200万円)+活動費(上限150万円))(注)
 - 対象経費=隊員の「募集」「活動」に要する経費、隊員の「定住」「起業」「就農」等の支援に要する経費
 - ・ その他 隊員の募集や研修、マネジメント等の面で地方自治体をサポート
- 期間 概ね1年以上最長3年 * 3年を超える場合は特別交付税による支援は受けられないが活動継続は可能
- 隊員数 **413名**(2011年度) **147自治体**(**3府県**・**144市町村**)

(注)地域おこし協力隊に係る特別交付税措置については、平成24年度拡充予定。



※ 特別交付税措置の対象として、原則として、転入地の地方自治体は、隊員がこれまで一定期間(2年以上)地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることを解職状等により確認できた場合に限りとする

地域おこし協力隊～対象と財源措置について～

1 対象

- ①地域おこし協力隊員
- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
 - ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
 - ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下
 - ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者
- ※ 同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まない。
 ※ なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

- ②地域協力活動 地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとする。
 その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。

地域協力活動の例

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
- ・水源地の整備・清掃活動等

- 環境保全活動
- ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
- ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等

○地域おこしの支援

- ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
- ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
- ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

2 財源措置

- ①財源手当額・対象経費 概ね次に掲げる経費について、受入れ側地方自治体(都道府県・市町村)が負担した場合、地域おこし協力隊員1人あたり350万円(報償費等については200万円、その他の経費については150万円)(注)を上限とする措置を行う。

必要経費の例

- 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
- ・都市部における募集・PR費
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

- 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費

- ・隊員の研修受講に要する経費
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取り組みに要する経費
- ・地域おこし協力隊員の定住・定着に向けての支援に要する経費

等

(注) 地域おこし協力隊に係る特別交付税措置については、平成24年度拡充予定。

- ②地域おこし協力隊員の地域要件 特別交付税による財源手当の対象とする地域おこし協力隊員の地域要件(「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者」の具体的な対象範囲)については、地方自治体からの意見等を踏まえ以下のとおりとする。

- (1)「3大都市圏」とは：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とする。
- (2)「都市地域」とは：次の「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村とする。
- (3)「過疎、山村、離島、半島等の地域」(以下「条件不利地域」という)とは：次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。
 - ①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む) ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法
 - ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法